

恵那市デイサービスセンター条例（平成17年12月20日条例第120号）

最終改正:平成30年3月22日条例第9号

改正内容:平成30年3月22日条例第9号〔平成30年4月1日〕

○恵那市デイサービスセンター条例

平成17年12月20日条例第120号

改正

平成22年12月21日条例第33号
平成26年3月20日条例第10号
平成27年12月22日条例第45号
平成28年6月30日条例第42号
平成30年3月22日条例第9号

恵那市デイサービスセンター条例

(設置)

第1条 身体上又は精神上の障害により、日常生活に支障がある者の入浴等の便宜を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項の規定に基づき、恵那市デイサービスセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
デイサービスセンター恵愛	恵那市大井町2716番地166
デイサービスセンター明日香苑	恵那市三郷町佐々良木1470番地1
岩村デイサービスセンター	恵那市岩村町1650番地1
山岡デイサービスセンターゆとり	恵那市山岡町上手向599番地1
明智デイサービスセンター	恵那市明智町1090番地
串原デイサービスセンター	恵那市串原3171番地1
デイサービスセンター福寿苑	恵那市上矢作町下723番地1

(管理)

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であつて別に定めるところにより、市長が指定したもの(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。

(休館日及び開館時間)

第4条 センターの休館日及び開館時間は、別表のとおりとする。

2 指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館日若しくは開館時間を定めることができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が、偽り又は不正の手段によって利用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) その他センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第7条 利用者は、指定管理者に次に掲げる額を納付しなければならない。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項及び第53条第2項の規定に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)により算定した費用の額

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)第30条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)により算定した費用の額

2 前項に規定する介護報酬に定めのない費用は、利用者が実費相当額を負担する。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、利用者の責めに帰することができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する業務

(2) 市長が指定するセンターにおいて、支援法第5条第7項に規定する業務

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第11条 指定管理者がセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内とする。

2 前項の期間の計算においては、指定を受けた日から同日後最初の3月31日までの間を1年間とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この条例の規定に関わらず、明智デイサービスセンター及び上矢作老人デイサービスセンターの管理は、指定管理者の指定がなされるまでの間、市長が行う。この場合において、条例中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「あらかじめ」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えて適用し、第11条及び第12条の規定は適用しない。

(恵那市デイサービスセンター恵愛条例及び恵那市恵南デイサービスセンター条例の廃止)

3 恵那市デイサービスセンター恵愛条例(平成16年恵那市条例第68号)は、廃止する。

4 恵那市恵南デイサービスセンター条例(平成16年恵那市条例第75号)は、廃止する。

(恵那市山岡デイサービスセンター・ショートステイ施設条例の一部改正)

5 恵那市山岡デイサービスセンター・ショートステイ施設条例(平成16年恵那市条例第74号)の一部を次のように改正する。

題名中「デイサービスセンター・」を削る。

第1条中「デイサービスセンター・」を削り、「センター」を「ショートステイ」に改める。

第2条中「センターの」を「ショートステイの」に、「デイサービスセンター・ショートステイ」を「ショートステイほのぼの荘」に改める。

第3条及び第4条中「センター」を「ショートステイ」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

ショートステイの利用時間は、24時間とする。

第6条及び第7条中「センター」を「ショートステイ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 前項に規定する介護報酬に定めのない費用は、利用者が実費相当額を負担する。

第11条第1号中「第3項及び」を削り、同条第2号及び第3号中「センター」を「ショートステイ」に改める。

第12条第1項中「センター」を「ショートステイ」に改める。

(経過措置)

6 この条例に規定された施設について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、附則第3項及び第4項の規定により廃止される条例、前項の規定により改正される前の条例、恵那市福祉センター条例(平成17年恵那市条例第119号)附則第4項から第6項までの規定により廃止される条例、恵那市老人福祉施設明日香苑条例(平成17年恵那市条例第123号)により改正される前の条例並びに恵那市老人福祉施設福寿苑条例の一部を改正する条例(平成17年恵那市条例第112号)により改正される前の条例(以下「従前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 施行日前に、従前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月21日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月22日条例第45号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例により改正される前の条例（以下「従前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に、従前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料及び手数料の取扱いについては、なお従前の例による。
 - 附 則（平成28年6月30日条例第42号）
この条例は、平成28年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成30年3月22日条例第9号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	開館時間	休館日
デイサービスセンター恵愛	午前8時30分から午後5時まで	(1) 土曜日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで
デイサービスセンター明日香苑	午前8時30分から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 12月31日から翌年1月3日まで
岩村デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 日曜日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで
山岡デイサービスセンターゆとり	午前8時30分から午後5時15分まで	12月31日から翌年1月3日まで
明智デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 日曜日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで
串原デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 日曜日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで
デイサービスセンター福寿苑	午前8時30分から午後5時15分まで	12月30日から翌年1月3日まで